

● 委託契約書に関する事項（処分）

委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 再生又は処分の場所の所在地、その処分方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力（輸入廃棄物であるときはその旨を含む。）
- ③ 処分（最終処分を除く。）を委託するときは、最終処分の場所の所在地、その最終処分の方法及びその最終処分に係る施設の処理能力
- ④ 委託契約の有効期間
- ⑤ 受託者に支払う料金
- ⑥ 処理業者にあつては事業の範囲
- ⑦ 適正処理のために必要な情報（情報に変更があつた場合の情報の伝達方法を含む。）
- ⑧ 委託業務終了時の委託者への報告
- ⑨ 契約解除時における未処理廃棄物の取り扱い

委託契約書に添付すべき書面は、

- ① 産業廃棄物処分業の許可証の写し
- ② 再生利用業に係る指定証の写し
- ③ 環境大臣の認定に係る認定証（再生利用、広域認定、無害化認定）
- ④ その他

※委託契約書は5年間保存すること。

※道のホームページで、委託契約書の参考様式を示している。

で検索。

● 再委託に関する事項

再委託を行う場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ① あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した産業廃棄物の処分を委託しようとする者が、他人の産業廃棄物の処分を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれる者であることを明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- ② 再受託者に当該産業廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている必要事項を記載した文書を再受託者に交付すること。

● 処理業に係る届出等の義務

- ① 次の場合には、廃止又は変更等のあつた日から10日以内（法人であつて、登記事項証明書を添付すべき場合においては、30日以内）に届出を行うこと。
 - ・処理業の業務の全部又は一部を廃止したとき
 - ・処理業の業務を休止又は再開したとき
 - ・住所、氏名、役員、事務所等の所在地、主要な施設及び設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模等、法令で定める事項を変更したとき
- ② 欠格要件に該当するに至ったときは、その日から2週間以内に届出を行うこと。
- ③ 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理に関する事項を、施行細則別記第33号様式により報告すること。

● 帳簿記載等の義務

帳簿を備え、産業廃棄物の種類ごとに、次の事項を記載すること。

- ① 処分にあつては、
受入れ又は処分年月日、交付又は回付された管理票ごとの管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号、受入先ごとの受入量、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
- ② 処分の委託（再委託）にあつては、
委託年月日、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号、交付した管理票ごと（又は情報処理センターへの登録ごと）の交付年月日及び交付番号、交付又は回付された受け入れた産業廃棄物に係る管理票交付者の氏名又は名称、交付年月日及び交付番号、情報処理センターへの登録内容の通知に係る処分を委託した者の氏名又は名称及び登録番号、受託者ごとの委託の内容及び委託量

● 変更許可申請

事業の範囲の変更（取り扱う産業廃棄物の種類の変更、新たに積替えを行う場合等）をしようとするときには、事前に産業廃棄物処理業の事業範囲変更の許可の申請を行うこと。

● 許可の更新

許可の期限は、許可の日から5年間となっているので、引き続き処理業を行う場合は、あらかじめ知事認定講習を受講した上で、基本的に許可の期限の1ヶ月前までに、許可の更新の申請を行うこと。

● 罰則等

不法投棄、無許可の事業範囲変更又は収集運搬基準違反等、廃棄物処理法の規定に違反した場合は、所定の罰則が課せられるほか、処理業の取り消し等の処分が行われることがある。

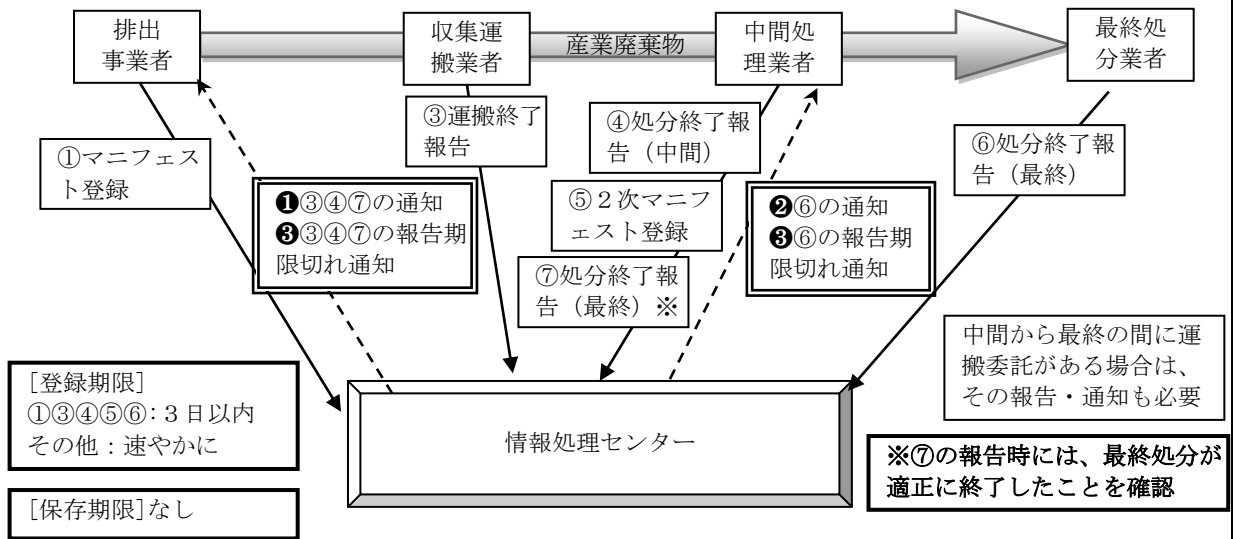
● マニフェストに関する事項

産業廃棄物の委託処理については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務づけられており、交付又は送付されたマニフェストを5年間保存しなければならない。マニフェストの一般的な流れを示すと次のとおりとなる。

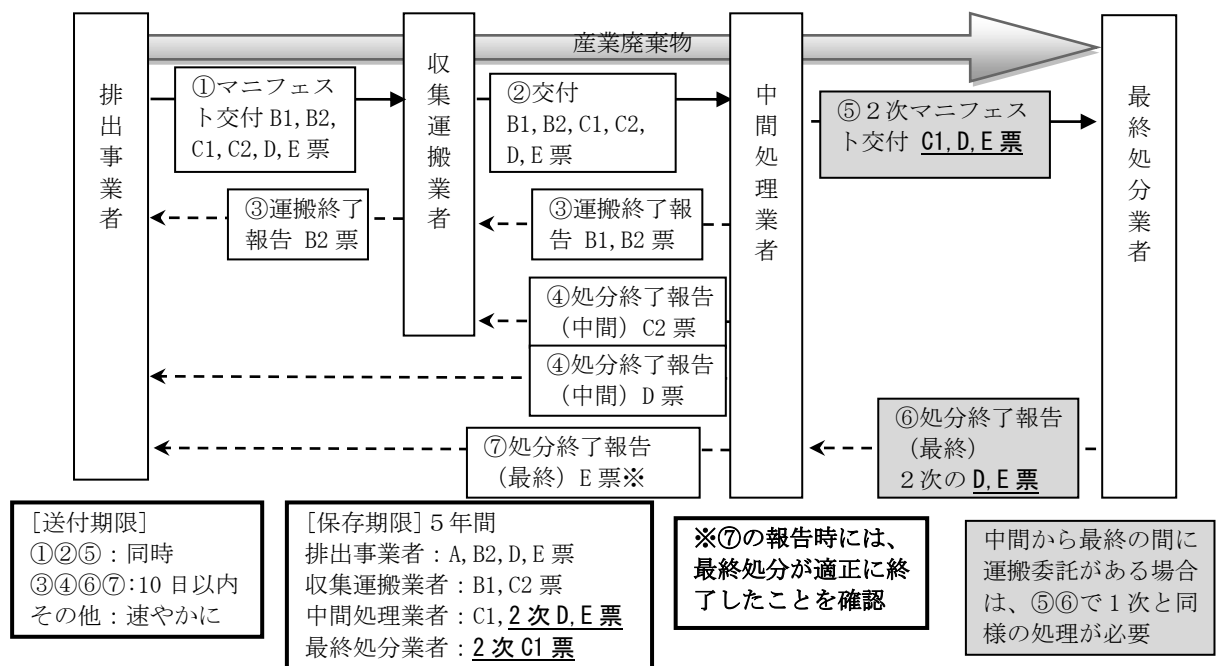
その他、産業廃棄物処分業におけるマニフェスト使用の留意事項は以下の通り。

- ① マニフェストの交付を受けずに、産業廃棄物の引渡を受けてはならないこと。
- ② 受託した産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、処分終了の報告（下図では④）をしてはならないこと。
- ③ 受託した産業廃棄物の最終処分が終了していないにもかかわらず、処分終了の報告（下図では⑥⑦）をしてはならないこと。

【電子マニフェストの流れ】



【紙マニフェストの流れ】 (7枚もの場合)



- 産業廃棄物処理業に関する事務の取扱い窓口は、次の各（総合）振興局保健環境部環境生活課となる。（ただし、政令市内での処理業に関するものを除く。）

空知総合振興局	〒068-8558	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0041
石狩振興局	〒060-8558	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 5 階	011-204-5823
後志総合振興局	〒044-8588	倶知安町北 1 条東 2 丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局	〒051-8558	室蘭市海岸町 1 丁目 4-1むろらん広域センタービル	0143-24-9576
日高振興局	〒057-8558	浦河町栄丘東通56	0146-22-9253
渡島総合振興局	〒041-8558	函館市美原 4 丁目 6-16	0138-47-9437
檜山振興局	〒043-8558	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局	〒079-8610	旭川市永山 6 条 19 丁目 1-1	0166-46-5921
留萌振興局	〒077-8585	留萌市住之江町 2 丁目 1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局	〒097-8558	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2921
オホーツク総合振興局	〒093-8585	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0629
十勝総合振興局	〒080-8588	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-27-8527
釧路総合振興局	〒085-8588	釧路市浦見 2 丁目 2-54	0154-43-9153
根室振興局	〒087-8588	根室市常盤町 3 丁目 28	0153-23-6821

産業廃棄物の処分の基準の概要

産業廃棄物の処分の基準（法第 1 2 条ほか）及び法令に定められた産業廃棄物の処理基準を遵守し、適正に処分しなければなりません。

【産業廃棄物の処理基準（処分に係るもの）一覧】（特別管理産業廃棄物に係るものを除く）

保 管 基 準	<p>① 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>② 見やすい箇所に積替えのための保管の場所であること（産業廃棄物の保管に関し必要な事項を記載したもの）を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>③ 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置を講ずること。</p> <p>④ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合は、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不透透性の材料で覆うこと。</p> <p>⑤ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが次に示す高さを超えないようにすること。</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 廃棄物が囲いに接しない場合… 囲いの下端から勾配 50% 以下</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 廃棄物が囲いに接する場合 … 囲いの内側 2 m までは、囲いの高さより 50 cm 以下 囲いの内側 2 m からは、勾配 50% 以下</p> <p>⑥ 保管の場所には、ねずみ、蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>⑦ 当該産業廃棄物に係る処理施設の 1 日当たりの処理能力に相当する数量に 14※ 1 を乗じて得られる数量を超えないようにすること。</p> <p>※ 1 建設業に係る産業廃棄物（木くず、がれき）及び廃タイヤ等については、保管上限が環境省令で別途定められている。</p>
------------------	--

- 保管期間は極力短期間とし、分別して行うとともに、運搬されるまでの間、保管基準に従って適正な管理を行うこと。
- 保管後の処理計画（処分方法、処分先等）が定められていない場合は、放置、不法投棄とみなされる場合があるので注意を要すること。

中 間 処 理 基 準	<p>① 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>② 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>③ 処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないようにすること。</p> <p>④ 産業廃棄物を焼却する場合には環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること（野焼き禁止）</p> <p>⑤ 産業廃棄物の熱分解を行う場合は、環境省令で定める構造を有する熱分解設備を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>⑥ 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって水銀等の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。</p>
----------------------------	---

埋 通 基 準	1	① 産業廃棄物が飛散、流出しないようにすること。 ② 処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないようにすること。 ③ 周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。 ④ 埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがある場合には、そのおそれがないように必要な措置がとられていること。 ⑤ 埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。 ⑥ 埋立地には、ねずみの生息、蚊、はえその他の害虫の発生がないようにすること。 ⑦ 安定型産業廃棄物(廃プラスチック類 ^{※2} 、ゴムくず、金属くず ^{※2} 、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ^{※2} 、がれき類)以外の地中空間での埋立は行ってはならないこと。 ⑧ 安定型最終処分場にあつては、他の廃棄物が混入するおそれのないように必要な措置を講じること。					
	立 基 個 別 基 準	2	安定型	がれき類	前処理(中間処理)せずに埋立て可		
			産業廃棄物	ゴムくず	最大径おおむね15cm以下に破碎若しくは切断すること。又は焼却設備を用いて焼却すること。		
		管	理	型	廃プラスチック類 ^{※2}	中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎、切断若しくは熔融加工すること。又は焼却設備で焼却すること。(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	
					金属くず ^{※2}	前処理(中間処理)せずに埋立て可	
		産 業 廃 棄 物	腐 敗 物	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ^{※2}	前処理(中間処理)せずに埋立て可		
				自動車等破砕物 ^{※3}		前処理(中間処理)せずに埋立て可	
				燃え殻			前処理(中間処理)せずに埋立て可
汚泥				① 焼却設備を用いて焼却又は含水率85%以下に脱水すること。 ② 有機性汚泥の埋立ては、腐敗物の基準を適用			
紙くず				前処理(中間処理)せずに埋立て可			
木くず							
繊維くず							
準 物	埋 立 禁 止	有機性汚泥 動植物性残さ 動物系固形不要物 動物のふん尿 動物の死体	① 熱しやく減量15%以下に焼却すること。または、 ② コンクリート固型化を行うこと。または、 ③ 腐敗物を含む割合により、次により覆土すること。 ・40%未満=廃棄物3mに50cmの土砂の覆土による層状埋立 ・40%以上=廃棄物50cmに50cmの土砂の覆土による層状埋立				
		ばいじん	大気中に飛散しないように梱包等必要な措置を講ずること。				
		廃油	焼却設備により焼却したもの及びタールピッチ類に限り、埋立て可				
		廃石綿等 ^{※4}	固化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重に梱包				
		廃油 廃酸 廃アルカリ 廃水銀等 ^{※4} 感染性産業廃棄物 ^{※4}	埋立は禁止				

※2 廃プラスチック類(自動車等破砕物、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であつて不要であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着又は混入しているもの。以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であつて不要物であるもの、鉛製の管又は板であつて不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。))

※3 自動車等破砕物:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずのうち、自動車又は電気機械器具の破碎に伴って生じたもの(シュレッダーダスト)

※4 「廃石綿等」、「感染性産業廃棄物」、「廃水銀等」は、特別管理産業廃棄物

◎ 非飛散性アスベスト廃棄物の処分について

石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、最終処分場のうちの一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。なお、埋立地の外に飛散及び流出しないように、その表面を土砂等で覆う等必要な措置を講ずること。